

朝霞児童相談所一時保護所学習支援業務 企画提案募集実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

朝霞児童相談所一時保護所学習支援業務

(2) 目的

朝霞児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）に入所中の児童について、学習の機会を保障し、児童の適性、能力等に応じた学習支援を行うことにより、学習に取り組む姿勢や態度を習得し、学習意欲や基礎学力の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務概要

朝霞児童相談所一時保護所学習支援業務仕様書による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、土日祝祭日、年末年始（12/29～1/3）は対象外とする。

ア（学習支援準備）契約締結日から令和7年5月31日まで

※ 受託者は学習支援の開始に向けた準備を行う。また、一時保護所に入所中の児童がいる場合は、児童相談所職員と協力して学習支援を行うものとする。

イ（学習支援）令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

(5) 業務場所

朝霞児童相談所一時保護所（小学生学習室、中高生学習室、個別学習室、遊戯室等）
（朝霞市青葉台一丁目10番63号）

(6) 委託料上限額

本業務の委託料上限額は21,175千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

- ・ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。
- ・ この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査委員会での審査対象とし、見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行わないものとする。

2. 参加資格

(1) 満たすべき要件

公募参加申込書の提出日時点において、次のア～ケのすべてを満たすこと。

- ア 過去5年間（令和2年度から6年度）の間に、福祉施設において小学1年生から高校3年生を対象学年とした学習支援事業等の契約を履行した実績を有すること。（長期継続契約の場合で、1年以上継続して契約を履行した実績も含む。）
- イ 埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に「催物、映画、広告、その他の業務」で掲載されている者であること。ただし、格付は問わない。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- オ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- カ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。

（2）応募の無効及び決定の取り消し

次のア～クのいずれかに該当する応募は無効とする。また、選定結果通知後に該当することが判明した場合は、その結果を取り消す。

- ア 提出期限までに必要な書類が提出されなかった場合（発注者から追加提出の指示があった場合を除く。）
- イ プレゼンテーション・ヒアリング審査（第2次審査）を欠席したとき。
- ウ 公募後の県からの指示事項に正当な理由なく従わなかったとき。
- エ 事業者から辞退の申し出があったとき。
- オ 一団体に複数の提案をしたとき。
- カ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- キ 契約締結日までの間に「2. 参加資格」に該当しなくなったとき。
- ク 上記のほか、発注者が不適切と判断したとき。

3. 日程と提出書類等

（1）日 程

実施内容	日程
実施要領及び仕様書の公表	令和7年3月10日（月）
質問受付	令和7年3月10日（月）13時から 令和7年3月17日（月）17時まで
質問回答	令和7年3月19日（水）17時まで
公募参加申込及び企画提案申込	令和7年3月25日（火）17時必着
書類審査（第一次審査）結果通知	令和7年3月28日（金）まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査 （第二次審査）	令和7年4月7日（月）予定 ※時間等の詳細は別途連絡します。
業務委託候補者の決定	令和7年4月9日（水）予定

（2）質問受付・回答

仕様書の内容に質問がある場合は、上記期間内に質問書（様式1号）を7のあて先まで電子メールにて送付すること。回答は上記期日までに埼玉県ホームページに掲載する。

（3）公募参加申込書及び企画提案書類等の提出

公募に参加する事業者は、上記期間内に公募参加申込書（様式第2号）と以下の【提出書類一覧】に記載の書類を7のあて先まで電子メールにて送付すること。

【提出書類一覧】

	提出書類	留意事項	様式
1	公募参加申込書		様式第2号
2	企画提案申込書	参加資格要件を満たすことを確認したうえで、事業者名等を記載すること。	様式第3号
3	事業者概要書	事業者、代表者、資本金又は出資金、従業員数、事業概要を記載すること。	様式第4号
4	企画書	基本姿勢、運営方法、執行体制等について記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。	様式第5号
5	誓約書	誓約書に記載の内容を確認したうえで、事業者名等を記載すること。	様式第6号
6	業務実績調書	過去5年間において、同様業務の請負実績について記載すること。内容が確認できる契約書等の写し（契約者、契約期間、業務内容がわかる箇所のみで可）を添付すること。	様式第7号

7	使用学習教材のサンプル	学習支援で使用する教材のサンプル（小学1年生、中学1年生の算数（数学）及び国語）を提出すること。	様式なし
8	入札参加停止措置等状況調書	公募日から過去3年以内の処分歴等を確認すること。 措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その写し添付すること。	様式第8号
9	見積書	宛先は「埼玉県知事」、件名は「朝霞児童相談所一時保護所学習支援業務」とし、以下の内容を記載してください。 ①業務履行期間の経費総額 ②①の内訳（人件費、物件費、諸経費など、必要な経費を記載） ③消費税及び地方消費税の額	様式なし

(4) 提出資料のファイル形式及びファイル名称

質問書、公募参加申込書及び企画提案書類等はPDFファイルでの提出を原則とする。
また、ファイル名称は以下のようにすること。

質問書（事業者名）.pdf

1_公募参加申込書（事業者名）.pdf

・

・

・

9_見積書（事業者名）.pdf

(5) 企画提案書類の取り扱いについて

企画提案書類は業務委託候補者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。

ただし、企画提案書類は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）の定めにより公開される場合がある。

(6) 参加の取り下げ

公募参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

4. 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 選考方法

ア 審査手順

審査は、「朝霞児童相談所一時保護所学習支援業務事業者選定委員会」以下、「選定委員会」という。)において行い、業務委託候補者を選定する。県は、選定委員会における選定結果及び意見等をふまえ、業務委託候補者を決定する。

イ 審査基準

以下の評価項目について、評価の視点に基づき採点を行う。

評価項目	評価の視点	配点
基本姿勢	学習支援の基本的な考え方や方針について	10点
運営	児童相談所職員との連携・調整に対する考え方について	20点
	児童の理解状況に応じた教材の提供について	
	本業務を効果的かつ安定的に継続するための提案について	
	他機関での業務実績の状況について	
時間割	本業務において提案する時間割について 入所中の児童が興味を持ち、学習の意欲を向上させる時間割の提案	20点
執行体制	本業務に係る人員体制及び役割分担について	20点
	学習指導員及び学習支援員の選考・採用に対する考え方や研修・教育による質の向上について	
リスク マネジメント	本業務におけるリスクマネジメントの考え方について	20点
	守秘義務や個人情報に対する考え方や情報漏洩防止のための対策、取組みについて	
提案価格	提案価格の妥当性について 委託料上限額の範囲内で、必要最小限に抑えられており、かつ実用性の認められる適正な価格	10点
合計		100点
処分歴	公募開始日から過去3年以内の処分履歴等	内容に応じて減点

各審査項目の採点は、評価ランクによりAからEまでの評価を行い、それぞれのランクに該当する係数を、各評価内容の配点に乗じて算出する。

ランク	評価	配点係数
A	特に優れている	100%
B	優れている	75%
C	平均的・普通	50%
D	やや劣る	25%
E	劣る	0%

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

ア 開催日時

令和7年4月7日(月)(予定)

Microsoft Teamsによりオンラインで実施する。時間については別途、企画提案参加者に通知する。

イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分間

審査委員からの質疑 15分間

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書により行い、提出されていない資料は使用できない。

(イ) プレゼンテーションの説明者は1名とする。

(ウ) 出席者は1事業者につき2名以内とする。接続アカウントは1つのみ認める。

(エ) 企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

(3) 業務委託候補者の決定

業務委託候補者の選定結果は令和7年4月9日(水)(予定)に埼玉県ホームページで公表する。

なお、公表内容は以下のとおりとする。

ア 業務委託候補者の名称、審査合計点

イ 業務委託候補者の選定理由

ウ 全提案者の名称 ※50音順

エ 全提案者の評価合計点

※ ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しない。

※ ウとエの対応関係は明らかにしない。

5. 契約の締結

ア 業務委託候補者は、本県と仕様、価格等を協議の上、本県の内部手続きを経て、本

業務を依頼する相手方として決定するため、業務委託候補者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約束するものではない。

- イ 契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに協議の上、決定する。
- ウ 協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結する。その際には協議により決定した仕様書に基づき、改めて見積書の提出を求めるものとする。
- エ 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしない場合があるほか、本県が被った損害について、損害賠償を求める場合がある。

6. その他必要な事項

- ア 企画提案書類の作成その他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- イ 本業務に関する令和7年度埼玉県一般会計予算案が議決されなかった場合は、企画提案募集を取り止めるものとする。
- ウ 企画提案書類作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費は全て事業者の負担とする。
- エ 本案件の事業者に対する参加報酬は無いものとする。
- オ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、事業者の負担とする。
- カ 1(3)に掲げる業務の変更または中止の必要性が生じた場合、県から事業の変更等を提案する場合がある。

7. 問い合わせ先・提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県福祉部こども安全課児童相談所整備担当
(電話) 048-830-3362
(FAX) 048-830-4787
(E-mail) a3340-07@pref.saitama.lg.jp